

第9章

市全域におけるバリアフリー化の促進

促進地区において面的・一体的なバリアフリー化を促進していくと同時に、市全域においても、関連する本市の各事業と連携し、ハード・ソフト両面からバリアフリー化を進める必要があります。

第6章で示した心のバリアフリーや第7章で示した情報のバリアフリーは全市的に継続的な取組を進めていくものですが、その他、バリアフリー化の促進のために必要な市全域での取組について以下に示します。

9-1 施設整備に伴うバリアフリー化の促進

本市では、「戸田市公共施設等総合管理計画及び公共施設再編プラン」や「戸田市公共施設中長期保全計画」等を元に、公共施設の更新や長寿命化に取り組んでいます。また、市全域において、「第2次戸田市歩行者自転車道路網整備計画」に基づき、歩行者・自転車ネットワークの整備を進めています。

これらに基づき、市内の公共施設や道路等の改修を行う際は、促進地区の内外に関わらず、第5章に掲げた配慮事項に留意した取組やだれにとっても分かりやすい案内表示（ひらがなの併記等）を検討するよう、施設設置管理者や道路管理者へ働きかけていきます。

また、施設の新築等に当たっては、原則としてバリアフリー基準に適合したものとなりますが、利用者にとってより使いやすい施設となるよう、当事者意見を反映する機会を持つことが望ましいと考えます。

市内では、令和2年度（2020年度）に文化会館の改修工事が行われています。整備が完了した施設の状況確認を行い、今後整備する施設へのフィードバックを行うなど、当事者参加の取組により整備水準の改善・向上が図られるよう、促進方針の推進に合わせた段階的かつ継続的な取組を実施していきます。

- ◆ 公共施設や道路等の改修に伴う配慮事項を踏まえた事業の実施
- ◆ 大規模改修に合わせた当事者参加による整備水準の改善・向上



図 戸田市文化会館（改修工事前）

9-2 学校及び避難所におけるバリアフリー化の促進

令和2年（2020年）6月の改正バリアフリー法では、バリアフリー基準適合義務の対象を拡大し、新たに「公立小中学校等」が特別特定建築物に設定されました。

本市では以前から、埼玉県福祉のまちづくり条例にて、学校がバリアフリー基準適合義務の対象となっており、法改正により大きく位置づけが変わるものではありませんが、インクルーシブ教育^{*}の進展や避難所・投票所等のバリアフリー化の必要性の高まりなどにより、学校及び周辺道路のバリアフリー化の必要性が広く認識されてきている状況にあります。

アンケート調査からも、多くの障がい者やその保護者等が、「避難所でのバリアフリー対策が十分でないこと」や「災害時に1人で避難できないこと」への不安があることがわかっています。

これを踏まえ、以下の取組を促進していきます。

※インクルーシブ教育：障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けること

(1) 小・中学校へのバリアフリー設備の設置推進

本市の小・中学校18校のうち、構造上の問題からエレベーター未設置などバリアフリー化が進んでいない学校については、大規模改修や建替えに合わせて整備を進めていきます。

また、国が示す公立小中学校のバリアフリー化の整備基準・目標を踏まえ、バリアフリー基本構想の策定に合わせた取組の検討を行っていきます。

(2) 避難所のバリアフリー環境整備の推進

本市では、小・中学校を中心に避難所を31箇所、避難場所を25箇所、福祉避難所を2箇所指定しています。校舎がバリアフリー化されていても、避難生活を想定する体育館への通路などに段差がある、車いす利用者用トイレが校舎内にしかなく遠いなどといった被災時の具体的な状況を想定し、現在のバリアフリー環境が十分かを検討していきます。

(3) 通学路整備計画に基づく整備推進による学校周辺の安全で歩きやすい歩行環境の構築

通学路は、概ね5年ごとに通学路安全総点検を実施しています。現在は、埼玉県第4期通学路整備計画（平成29年度から令和3年度（2017年度から2021年度））に基づき、県、市、教育委員会、警察が連携して歩道の整備、区画線や路面標示、横断歩道等の設置・修繕、電柱や障害物の移設・撤去等を実施しています。

また、歩行者ネットワークには、小・中学校の通学路に指定されている区間もあり、整備を進めることで通学路のバリアフリーの確保にも寄与します。こうした取組により、児童・生徒だけでなく、高齢者や障がい者等にとっても安全で歩きやすい歩行環境を構築していきます。

(4) 歩行者ネットワークのバリアフリー化推進による安全な避難経路の確保

防災面からは、荒川氾濫時に市全域の浸水が想定されていることから、想定浸水深や避難所の案内等の防災関連情報を市内各所に表示するなど、水害対策の先進的な取組を行っています。

水害時は市外へ避難することが求められますが、歩行者ネットワークのバリアフリー化を進めることにより、安全な避難経路の確保にも寄与するものと考えます。



図 交通規制やガードレール設置等による通学路の安全対策

9-3 ソフト施策の充実によるバリアフリー化の促進

誰もが安心して外出でき、移動や施設の利用ができるためには、経路や施設のバリアフリー整備だけでは十分とは言えません。それらの使い方への配慮や設備・機器等を活用した利便性の向上、人的支援、各種の制度や仕組みの整備など多様なソフト施策の充実が求められます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、視覚障がい者等が声かけや人的支援を得にくくなっていたり、聴覚障がい者がマスクによって会話を読み取れず困っていたりするなど、新たな問題への対応にも留意する必要があります。

第6章で示した心のバリアフリーや第7章で示した情報のバリアフリーを含め、バリアフリー整備の効果をより高め、不足している部分を補うソフト施策として、関連する庁内や地域の施策と連携して以下の取組を進めていきます。

(1) 施設利用を支援する設備・人的対応の充実

- ◆ 各施設において、施設利用にあたって困りごとがある人への積極的な人的支援・案内の実施（新型コロナウイルス感染症対策等により、障がい者等が不便に感じないような配慮を含む）
- ◆ 各施設において、コミュニケーション手段の充実を図っていく
- ◆ 貸出用車いすやベビーカーの設置、老眼鏡や翻訳機の用意など、利用者特性を踏まえた施設利用支援設備の導入
- ◆ 上記の取組内容の対応に関する表示（耳マーク、手話マークなど）の掲示



図 聴覚障がい者対応を実施していることを示す耳マーク・手話マーク・筆談マーク

(2) 地域福祉活動の充実

- ◆ NPOの育成・活動支援の推進や地域コミュニティ活動への参画促進・交流事業の支援
- ◆ すべての市民を対象としたボランティア活動の支援や新規ボランティアの育成

(3) 公共空間の運用・維持管理・利用者啓発

- ◆ 投票所等のバリアフリー化の推進
- ◆ 違法駐車解消と放置自転車の撤去
- ◆ 交通安全対策の推進と交通弱者保護の啓発
- ◆ ドライバーへの安全運転、自転車の安全走行の啓発

9-4 地域における取組の促進

(1) 災害時の避難支援体制の強化と合わせた障がい理解の機会の充実

災害発生時に一人で避難することが困難な方の避難支援対策として、本市では「避難行動要支援者避難支援制度」を、自主防災会（町会・自治会）では「おねがい・まかせて会員避難支援制度」を設けていますが、アンケート結果では、これらの制度について7割以上の方が知らないと回答しており、十分に認知されているとは言えない状況です。

支援を希望する人がより安心して制度を活用できるように働きかけるとともに、日頃からの地域における障がい理解・心のバリアフリーの促進につなげていきます。

(2) 小規模店舗等におけるバリアフリー化の促進

商店や飲食店など、生活に密着した小規模店舗等について、出入口の段差解消や車いすで利用できる席の確保、子育て世代が利用しやすい店づくり、道路に面した休憩スペースの設置など、バリアフリーに配慮した取組を奨励、周知するとともに、道路に看板や利用者の自転車を出さないようにするなどのマナー啓発を行います。